別表六の二の二(十二)せ表の記載要領中「連結法人が」の次に「所得税法等の一部を改正する法律（令和３年法律第11号）第７条の規定による改正前の」を加える。

別表六の二の二(十二)の表中

雇用者給与等支給増加重複控除額 ⑭×20又は30/100	を

雇用者給与等支給増加重複控除額 ⑭×20/100	に改め、同表の記載要領第１号中「連結法人が」の次に「所得税法等の一部を改正する法律（令和３年法律第11号）第７条の規定による改正前の」を加え、「若しくは第２項（給与等」を「又は第２項（給与等」に改め、「又は所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第15条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この号及び次号において「令和２年旧措置法」という。）第68条の15の６第１項（給与等の引上げ及び設備投資を行つた場合等の法人税額の特別控除）」を削り、「又は令和２年旧措置法」を「又は所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第15条の規定による改正前の租税特別措置法（次号において「令和２年旧措置法」という。）」に改め、同第11号を削る。

別表六の二の二(十七)を削る。

別表六の二の二(十八)せ表の表中

事業の内容及び認定地方公共団体の名称等、提出企業立地促進計画の提出のあつた日等又は避難等指示が解除された日等	を

事業の内容、適用を受ける資産の所在地等	に、

構造、設備の種類又は区分	を

構造、用途、設備の種類又は区分	に改め、同表の記載要領第１号中「震災特例法」の次に「第25条の２第２項（連結法人が特定復興産業集積区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）、第25条の２の２第２項（連結法人が企業立地促進区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）若しくは第25条の２の３第２項（連結法人が避難解除区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）又は所得税法等の一部を改正する法律（令和３年法律第11号）第13条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律」を加え、「又は」を「若しくは」に改め、同第11号中「「事業の内容及び認定地方公共団体の名称等、提出企業立地促進計画の提出のあつた日等又は避難等指示が解除された日等　⑵」を「「事業の内容、適用を受ける資産の所在地等　⑵」」に改め、同号ニ中「同条第１項に規定する認定地方公共団体の名称及び同項の表の各号のいずれかの区域の名称」を「その適用を受ける資産の所在地及び東日本大震災復興特別区域法第４条第２項第４号イ（復興推進計画の認定）に規定する復興産業集積区域又は同号ロに規定する復興居住区域のうちその適用に係る区域の区分」に改め、同号ヘ中「、同条第１項に規定する提出企業立地促進計画の提出のあつた日（企業立地促進区域（同項に規定する企業立地促進区域をいう。⑵において同じ。）の変更により新たに企業立地促進区域に該当することとなる区域にあつては、当該変更について提出のあつた日）及び」を「並びにその適用を受ける資産の所在地及び同条第１項の表の各号のいずれに該当するかの区分を記載すること。なお、その記載した区分が同表の第１号である場合には、」に改め、「日を」の次に「併せて」を加え、同号ヲ中「内容」の次に「、その適用を受ける資産の所在地」を加え、「又は同項に規定する特定復興再生拠点区域復興再生計画の認定があつた日（当該特定復興再生拠点区域復興再生計画につき変更の認定があつたことにより新たに認定特定復興再生拠点区域（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第22条の２の３第１項（連結法人が避難解除区域等において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）に規定する認定特定復興再生拠点区域をいう。）に該当することとなる区域にあつては、当該変更の認定があつた日）のいずれか早い日」を削り、同表を別表六の二の二(十七)せ表とし、同表の次に次の１表を加える。